

添付書類 5

社会福祉法人 致遠会 学則

第 1 条（目的）

社会福祉法人 致遠会（以下、「本校」という。）は、幅広いご利用者に対する基本的な介護提供能力の修得及び今後の制度改正や新たな課題・技術・知見を自ら把握できる能力を持った人材の育成を目標とし、地域のご利用者に対する質の高いサービスの提供と介護人材の輩出を通して、地域福祉の充実に貢献することを目的とする。

第 2 条（名称・所在地）

本校は、介護職員養成カレッジ サンハイツと称する。

本校の所在地は、長崎県長崎市油木町 65 番地 14 とする。

第 3 条（課程学科・修業年限・定員・休業日）

本校の課程学科、修業年限、定員、休業日は次の通りとする。

課程名：介護福祉士実務者研修通信教育（無資格者、訪問介護員 2 級取得者、訪問介護員 1 級取得者、介護職員初任者研修取得者及び介護職員基礎研修取得者対象）

修業年限：

介護職員実務者研修	修了年限
無資格者	6 か月以上
訪問介護員 2 級取得者	2 か月以上
訪問介護員 1 級取得者	2 か月以上
介護職員初任者研修取得者	2 か月以上
介護職員基礎研修取得者	1 か月以上

但し原則として、受講生は 1 年を超えて在学できない。

定 員：20 名

休業日：日曜日、12 月 30 日～1 月 3 日

第 4 条（養成課程・授業）

介護職員実務者研修	合計	通信授業	スクーリング（面接授業）
無資格者	450 時間	405 時間	45 時間
訪問介護員 2 級取得者	320 時間	275 時間	45 時間
訪問介護員 1 級取得者	95 時間	50 時間	45 時間
介護職員初任者研修取得者	320 時間	275 時間	45 時間
介護職員基礎研修取得者	50 時間	50 時間	

第5条（運営組織）

- (1) 校長
 - (2) 専任教員
 - (3) 非常勤講師
 - (4) 医療的ケア担当教員
 - (5) 事務職員
- 2 校長は本校を代表し、校務全般を統括する。
- 3 専任教員、非常勤講師及び医療的ケア担当教員は、受講生の教育をつかさどる。
- 4 事務職員は事務に従事する。

第6条（入学・時期・方法）

本校は無資格、訪問介護員2級取得者、訪問介護員1級取得者、介護職員初任者研修及び介護職員基礎研修で、地域福祉に貢献する志ある人は誰でも入学できる。

入学時期は毎年度毎月とする。

入学志願者は入学7日前までに本校所定の書類に必要事項を記入し、応募する。先着順に受付し、定員に達した場合は締め切りとする。ただし、若干名の待機者を設ける。受付終了後、入学3日前までに決められた書類を提出し、受講料（テキスト代込/税別）を納入しなければならない。

	受講料/テキスト代込・税別
無資格者	80,000円
訪問介護員2級取得者	70,000円
介護職員初任者研修取得者	70,000円
訪問介護員1級取得者	50,000円
介護職員基礎研修取得者	30,000円

第7条（休学・退学）

休学の希望があった場合は、休学願を提出し、許可を受けた場合は、次回の研修に引き継ぐことができる。休学期間は在学期間に参入しない。但し、6ヶ月を超えることはできない。休学中の受講生が復学しようとするときは、復学願を提出し、許可を受けなければならない。

退学の希望があった場合は、その事由を記載した書類を提出し、許可をうけなければならない。但し、その場合、受講料は返金しないものとする。

第8条（履修方法）

通信授業は、無資格者の場合405時間、訪問介護員2級取得者及び介護職員初任者研修の場合275時間分の学習を決められたスケジュール表に基づいて各々テキストで学び、定められた期間内に、課題及びレポートを提出し、添削指導を受けなければならない。

スクーリング（面接授業）は、本校及び本校が指定する施設において実施する。

「介護過程III(45時間)」を6日間、「医療的ケア演習」を1日の合計7日受講することとする。遅刻、早退は欠席とする。欠席した場合は、次回の研修で該当講義を受講して修了とする。

受講生は学習内容について相談、質疑がある場合は、質問表や電子メールによって行なうことができる。

第9条（評価方法）

学習の達成度は、各科目の課題を期日までに提出し、70点以上を合格とする。

不合格の場合は、追試として再び課題及びレポートを提出する。

スクーリング（面接授業）については、介護過程IIIは最後に考查の時間を設ける。

医療的ケアの演習はそれぞれの演習内容を5回以上ずつ体験し講師が指導評価する。

但し、規定時間内に評価終了とならなかった場合、別日程での追試験は有料とする。

(2,000円税別/1時間)

第10条（修了証書の交付）

第8条及び第9条に定める所定の課程を修了した者には、修了証書を交付する。

第11条（懲戒）

校長は、学生の本分に反する行為があったと認められるときは、これに懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、及び退学とする。

3 前項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく、課題提出状況の極めて悪い者

(3) スクーリング時に秩序を乱す等、学校の指示に反した者

附則

この規程は、平成26年1月1日より施行する。

この規程は、平成27年12月1日より施行する。

この規程は、平成28年6月1日より施行する。

この規程は、平成28年8月1日より施行する。

この規程は、平成29年1月1日より施行する。

この規程は、平成29年2月1日より施行する。

この規程は、平成29年7月1日より施行する。